

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の上位計画である「鹿嶋市障がい者福祉計画」では、「共に支えあい 誰もが輝けるまち かしま」を基本理念に掲げ、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関とともに、障がいのある人もそうでない人もすべての市民が協力し、誰もが、健康で安心して快適に暮らせる環境のもと、自らの能力を最大限に発揮し、あらゆる分野に参加することができるまちづくりを目指します。

本計画においても、上位計画と理念の共有を図ることとし、基本理念を次のとおりとします。

共に支えあい 誰もが輝けるまち かしま

この基本理念のもと、地域に暮らす互いの存在を認め合い、共に支えあいながら、誰もがいきいきと輝いて暮らすことのできるまちづくりを、すべての市民と共に進めていきます。

2 計画策定の視点

計画の基本理念のもと、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に向け、次の5つの視点に留意して計画を策定します。

基本視点1 障がい者と障がい児の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

基本視点2 障がい等に応じた適切なサービス活用の促進

障がい種別や難病などに応じて、適切なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供を行い、サービス活用が促されるよう支援に努めます。高次脳機能障がいや発達障がいのある人、難病患者などがサービス給付の対象である周知を図ります。

基本視点3 地域生活に配慮したサービス提供体制の整備

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保と居住支援に努め、総合的な相談支援体制や保健・医療との連携体制の充実を図ります。

障がい者の自立に向け、就労のための訓練や職場への定着を目指す支援、あるいは介護を受けながら社会とのつながりを持ち、さまざまな活動ができる日中活動の場の確保に努めます。障がい者が自らの意思と意欲に基づき、就労・創作活動・交流などのさまざまな活動に参加することができるよう支援していきます。

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

基本視点4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現を目指し、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域形成に取り組むための仕組みづくりを推進します。

地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に係る取り組み、医療的ケア児が保健・医療・障がい福祉・保育・教育等を円滑に受けられるようにする支援体制の構築を図ります。

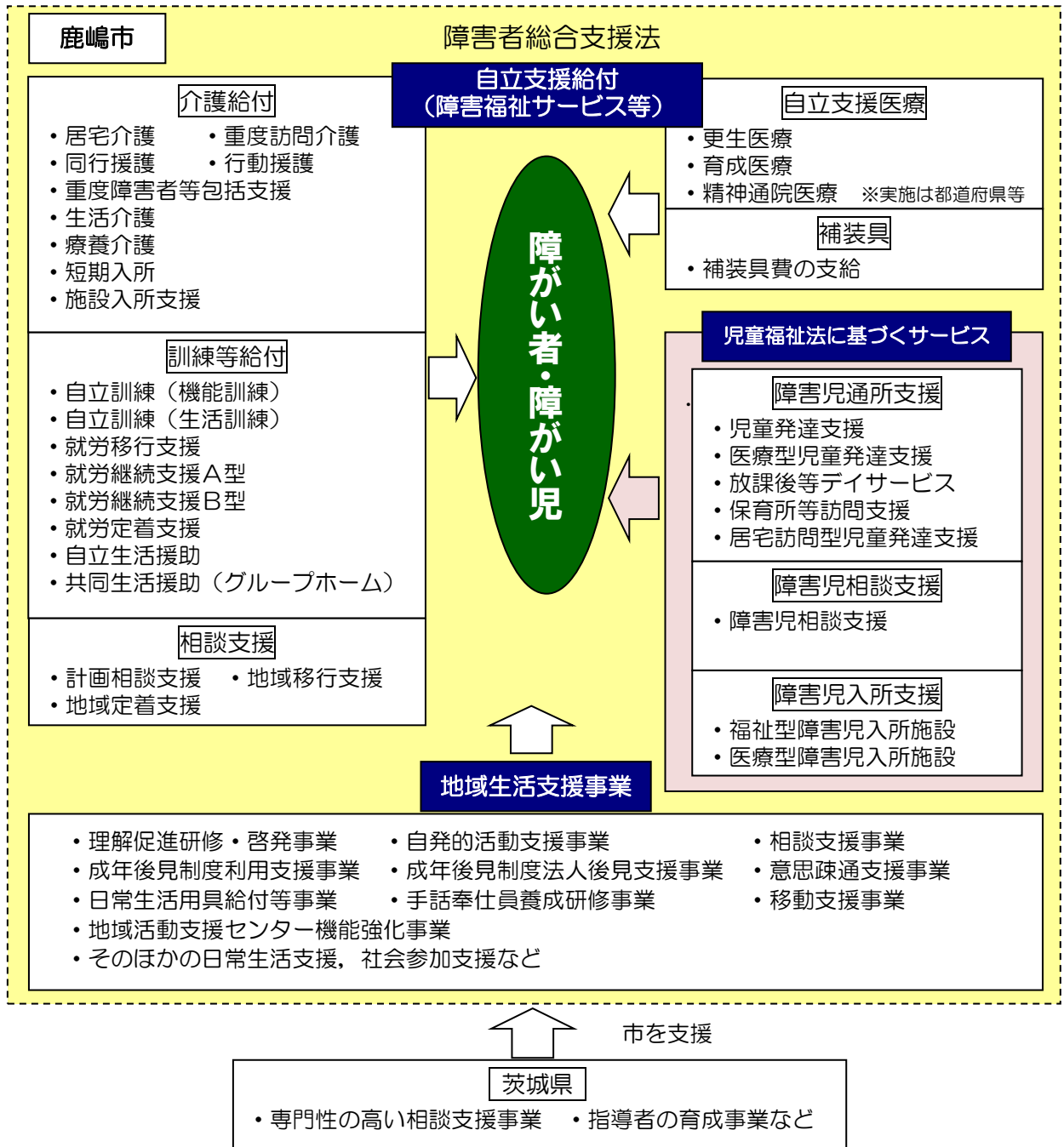
基本視点5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

3 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がい者それぞれに必要な支援の程度や勘案すべき事項を踏まえた「障がい福祉サービス」の提供、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じた「地域生活支援事業」の柔軟な実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

4 計画の具体的な目標

第4期鹿嶋市障がい福祉計画までは、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成29年度における数値目標を設定していました。

第5期鹿嶋市障がい福祉計画においても、第4期の実績を振り返った上で、新規の目標も加えながら平成32年度の目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本方針

- ①平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
- ②平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

○第4期の実績

平成25年度実績	平成25年度末の入所者数 (A)	75人
	平成25年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	4人
見込み	平成29年度末の施設入所者数 (B)	72人
第4期目標値	①減少見込 ^{※2} (A-B)	3人
	②地域生活移行者数	9人
実績	平成28年度末の施設入所者数 (C)	74人
	①施設入所者減数 (A-C)	1人
	②地域生活移行者数	6人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 平成29年度末までの減少見込は、平成29年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数と同じ値になります。



●第5期の目標

見込み	平成32年度末の施設入所者数 (D)	73人
第5期目標値 ▶	①施設入所者減数 (C-D)	1人
	②地域生活移行者数	7人

◎国の基本方針を踏まえ、平成32年度末の障がい者施設入所者数が、平成28年度末の入所者数から1人減少することを目標にします。

◎平成32年度末までに施設入所者のうちの7人が、自立訓練などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行することを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本方針

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健，医療，福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

※医療関係者としては，病院，診療所，訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には，複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

第5期目標 ▶ 鹿嶋市地域自立支援協議会内に協議の場を設定

◎国の基本方針を踏まえ，地域ケアシステムの充実に努め，平成 32 年度末までに鹿嶋市地域自立支援協議会に協議の場を設定します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

●国の基本方針

地域生活支援拠点等について，平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

第5期目標 ▶ 鹿行障害福祉圏で協議の場を設定

◎地域生活支援拠点とは，障がい者の地域生活を支援する機能（相談，体験の機会・場，緊急時の受入・対応，専門性，地域の体制づくり等）を集約して行う拠点施設です。

◎市単独での設置は困難であることから，国の基本方針を踏まえ，鹿行障害福祉圏の構成市（鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市）において協議連携を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

●国の基本方針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

○第4期の実績

平成24年度実績	平成24年度の一般就労移行者数	4人
第4期 目標値	平成29年度の一般就労移行者数	8人
第4期 実績値	平成28年度の一般就労移行者数	7人



●第5期の目標

第5期目標 ▶ 平成32年度の一般就労移行者数 11人

◎本市では、第4期計画期間中の平成28年度に一般就労に移行した実績は7人であり、平成32年度においては11人の人が一般就労へ移行することを目標とします。

② 就労移行支援事業の利用者数

●国の基本方針

就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

○第4期の実績

平成25年度実績	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	20人
第4期 目標値	平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	32人
第4期 実績値	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	28人



●第5期の目標

第5期目標 ▶ 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数 34人

◎国の基本指針及び本市における就労移行支援事業の利用実態等を踏まえ、平成32年度末において34人の人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の充実

●国の基本方針

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。また、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

目 標 ▶ 【児童発達支援センター】：鹿行障害福祉圏で協議の場を設定

目 標 ▶ 【保育所等訪問支援】：支援体制の充実

- ◎児童発達支援センターとは、通所支援機能に加え、専門機能を活かし、障がい児やその家族、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設です。
- ◎児童発達支援センターについては、国の基本方針を踏まえ、鹿行障害福祉圏（鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市）で 1 か所の設置を目指し、県及び鹿行障害福祉圏構成市と連携しながら整備を検討するとともに、鹿嶋市総合福祉センターの機能充実に努めます。
- ◎保育所等訪問支援の提供体制については、平成 30 年 3 月に鹿嶋市総合福祉センターにおいて開設しました。関係機関と連携強化することで、適切な支援を受けることができるよう支援体制の充実に努めます。

② 主に重症心身障がい児のサービス事業所の確保

●国の基本方針

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

目 標 ▶ 【児童発達支援事業所】：鹿行障害福祉圏で協議の場を設定

目 標 ▶ 【放課後等デイサービス事業所】：鹿行障害福祉圏で協議の場を設定

- ◎重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、鹿行障害福祉圏（鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市）に 1 か所設置されております。国の基本方針を踏まえ、鹿行障害福祉圏内の二一ズ等の実態把握を行い、必要な設置数を県及び圏域の構成市と連携しながら協議します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置等

●国の基本方針

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

目 標 ▶ 鹿嶋市地域自立支援協議会内に協議の場を設定

◎国の基本方針を踏まえ、平成30年度末までに鹿嶋市地域自立支援協議会に協議の場を設定します。

◎国の考えとしては、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を検討しています。国や県などの動向を踏まえて支援体制が充実するよう努めます。